

平成26年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況

デザイン・クリエイティブセンター神戸指定管理者

監査結果の概要	措置内容	措置状況										
<p>(2) 意見 開館時間及び休館日について センターの開館時間及び休館日の現状と条例施行規則(以下「施行規則」という。)の規定は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="244 618 798 1765"> <tr> <td data-bbox="244 618 416 1223" rowspan="4">現状 (パンフレットに記載)</td> <td data-bbox="416 618 798 680">開館時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 680 798 1055">午前11時～午後7時 センター,ギャラリー,控室(午前9～11時,午後7～9時もレンタルスペース,ギャラリー,控室は利用可能)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1055 798 1099">午前9時から午後9時 多目的ホール,セミナー・ワークショップスペース,楽屋</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1099 798 1223">休館日 毎週月曜日(祝日,振替休日の場合はその翌日), 12/29～翌年1/3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="244 1223 416 1765" rowspan="4">施行規則</td> <td data-bbox="416 1223 798 1267">開館時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1267 798 1641">午前9時～午後9時 セミナー・ワークショップスペース,ギャラリー,多目的ホール,エントランスホールその他便益施設(クリエイティブスペース,駐車場の利用に係る部分を除く) 指定管理者は特に必要があるときは時間を変更できる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1641 798 1686">休館日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1686 798 1765">12/29～翌年1/3,指定管理者が特に必要があると認める日</td> </tr> </table> <p>上記の他,クリエイティブスペース,駐車場等は24時間対応。</p> <p>指定管理者制度は,公の施設の施設管理の効率化や住民サービスの向上等の観点から管理権限を指定管理者に大幅に委任するものであ</p>	現状 (パンフレットに記載)	開館時間	午前11時～午後7時 センター,ギャラリー,控室(午前9～11時,午後7～9時もレンタルスペース,ギャラリー,控室は利用可能)	午前9時から午後9時 多目的ホール,セミナー・ワークショップスペース,楽屋	休館日 毎週月曜日(祝日,振替休日の場合はその翌日), 12/29～翌年1/3	施行規則	開館時間	午前9時～午後9時 セミナー・ワークショップスペース,ギャラリー,多目的ホール,エントランスホールその他便益施設(クリエイティブスペース,駐車場の利用に係る部分を除く) 指定管理者は特に必要があるときは時間を変更できる。	休館日	12/29～翌年1/3,指定管理者が特に必要があると認める日	<p>指摘を受け,休館日については,毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)が休館日であると明記するよう条例規則を改正した(平成28年4月1日施行)。</p> <p>開館時間は,平成27年8月11日より条例規則のとおり,午前9時～午後9時とした。</p>	<p>措置済</p>
現状 (パンフレットに記載)		開館時間										
		午前11時～午後7時 センター,ギャラリー,控室(午前9～11時,午後7～9時もレンタルスペース,ギャラリー,控室は利用可能)										
		午前9時から午後9時 多目的ホール,セミナー・ワークショップスペース,楽屋										
	休館日 毎週月曜日(祝日,振替休日の場合はその翌日), 12/29～翌年1/3											
施行規則	開館時間											
	午前9時～午後9時 セミナー・ワークショップスペース,ギャラリー,多目的ホール,エントランスホールその他便益施設(クリエイティブスペース,駐車場の利用に係る部分を除く) 指定管理者は特に必要があるときは時間を変更できる。											
	休館日											
	12/29～翌年1/3,指定管理者が特に必要があると認める日											

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>るが、指定管理者による適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項である開館時間、休館日等については、地方自治法において管理の基準として条例で定めるとされている。本市においては、条例に基づき施行規則で、センターの開館時間及び休館日を定めている。</p> <p>現在、指定管理者の提案に基づきセンター及びギャラリー等の開館時間を前後 2 時間ずつ短縮し、毎週月曜日を休館日として設定しているが、これは施行規則の指定管理者が「特に必要がある」と認めるという規定によるものとして運用されている。</p> <p>現状の運用は、施設の点検等による臨時的なものではなく市民のセンターの利用機会を減少させるものであり、このような場合には施行規則の指定管理者が「特に必要がある」と認めるという規定を適用するのではなく、施行規則の改正等により対応するよう検討されたい。</p>		